

# 「県立高等学校管理規則」、「県立特別支援学校管理規則」及び「県立中学校管理規則」の一部改正について

教育庁教育振興部教職員課

## 1 規則名

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

県立中学校管理規則の一部を改正する規則

## 2 改正理由

令和5年4月1日に、県立学校職員服務規程の一部が改正され、事務職員の出勤簿が廃止された。

また、令和7年4月1日より、県立学校の校長及び教員が庶務共通事務処理システムにより旅費、休暇等の申請、文書の共有、発行等を行うことが開始される予定である。

これらの改正及び校務の改善を受け、職員の出勤簿の廃止を進めている。

については、県立高等学校管理規則、県立特別支援学校管理規則及び県立中学校管理規則における出勤簿の取扱いについて、次項に示す改正を行う。

## 3 改正の概要

校長は、出勤簿を作成し、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤について、並びに、職員が休職及び停職の処分を受けた場合について、出勤簿にその旨を記載しなければならないとされている規定を廃止する。

## 4 施行年月日

令和7年4月1日